

長崎県立時和特別支援学校 学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、からかいや集団での無視、嫌がらせなどのほか、暴力行為やインターネットを通じて行われるいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけにして不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしたりするなど深く傷付き、悩みが深刻な状況の児童生徒もいる。いじめの問題への対応は、学校として非常に大きな課題である。

いじめに対しては、本校のどの児童生徒にも起こり得ると考え、すべての児童生徒に対して「いじめは絶対に許さない」という共通認識の下、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条から）

3 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組む必要がある。また、いじめが認知された場合は「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには、様々な特質があるが、以下の①～⑧の基本認識をもち、いじめの防止に当たるものとする。

【いじめの基本認識】

- ①いじめは、どの児童生徒にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4 いじめ防止のための組織

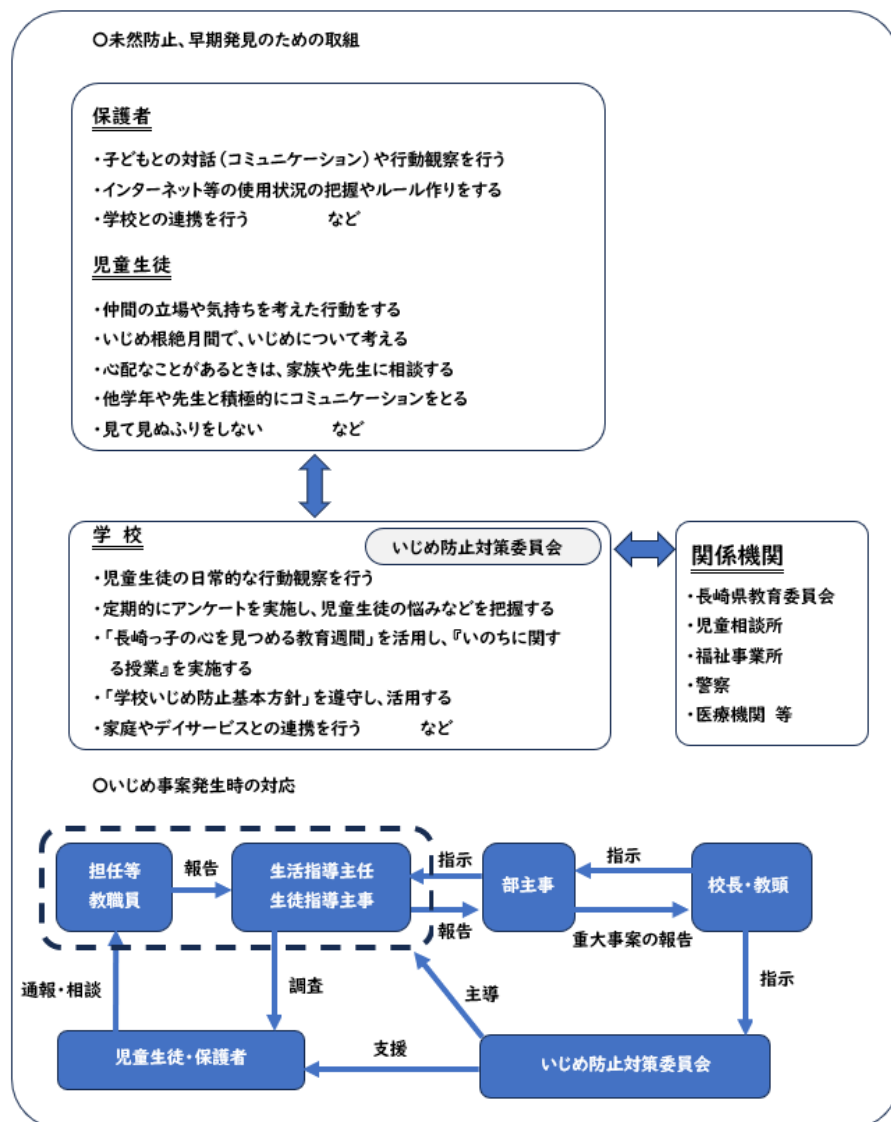
学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめに対する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、部主事、生徒指導主事、生活指導主任、教育支援部主任
カウンセラー、養護教諭、関係学級担任、外部委員（学校評議員等）
その他必要に応じて関係機関（SC、SSW、医師、警察等）

(2) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の役割。
- ② いじめの相談・通報の窓口の役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④ いじめに組織的に対応するための中核としての役割。



5 学校の取組

<いじめの未然防止>

- コミュニケーション能力を育む教育の充実を図るとともに、学校における教育活動全般を通して、道徳教育を充実させ、規範意識を高め、集団での望ましい人間関係づくりを図る。
- 教師一人一人が、分かりやすい授業を心掛け、学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情を育むことができるようにする。
- 児童生徒の心に寄り添った指導を実践する。
- いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。
- 定期的・必要に応じたアンケートを実施し、児童生徒の悩みなどを把握する。
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用して、いじめ防止や生命尊重等の道徳性の育成をねらいとした取組を行う。
- ホームページへの掲載その他の方法により公開し、保護者・地域住民が「学校いじめ防止基本方針」を容易に確認できるようにして一層の連携を図る。

<いじめの早期発見>

- 「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さなサインを見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- 定期的な面談以外に、日頃から児童生徒、保護者から相談しやすい学校の雰囲気を作る。
- 連絡帳等を介して保護者からの情報を収集したり、PTAや児童生徒が利用している福祉サービス事業所等と組織的に連携・協働したりして情報を収集する。
- 定期的・必要に応じたアンケートを実施し、児童生徒の実態などを把握する。アンケートの結果を担当、関係教職員、生活部職員及び部主事で共有する。気になる事案があれば、「いじめ防止対策委員会」で状況の報告や情報の共有、今後の方針を検討する。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、県教育委員会に報告し、直ちに事実関係の確認を行うなど調査に当たる。

<いじめに対する措置>

- いじめを発見した場合は、速やかにその行為をやめさせる。また、特定の教職員で問題を抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。
- 正確且つ迅速な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者等と情報を共有する。
- いじめを受けた児童生徒には、学校全体で心配や不安を取り除き、安心して教育を受けられるように支援する。
- いじめを行った児童生徒には、いじめは決して許されないという毅然とした態度で、他人の心の痛みや苦しみを知ることができるよう指導する。
- いじめを受けた児童生徒の保護者と、いじめを行った児童生徒の保護者に事実関係を丁寧に報告して、解決のために保護者と連携して対応する。
- いじめを行った児童生徒に対しては、二度と同じことをしないように、特別指導などを通して徹底した指導を行う。
- いじめが解消したと見られても、被害児童生徒及び加害児童生徒については日常的に注意深く観察し、折りに触れ必要な指導を行う。
- ネット上のいじめへの対応で、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じて、警察や法務局等と適切な連携を図る。

6 保護者の取組

<いじめの未然防止>

- 子供にとって、自分の居場所があり、安心して暮らせる家庭環境を作る。
- 学校での出来事を聞いたり友人関係を確認したりして、普段からのコミュニケーションを大切にします。
- 友達や身近な人を大切にする気持ちを育てる。
- 携帯電話やインターネットを使うときのルール作りを行う。
- ささいなことでも気になることがあれば学校へ相談をする。

<いじめの早期発見>

- 日頃から、子供とのコミュニケーションをとるようにする。
- 子供の様子を観察し、異変に気付くようにする。
- 悩みなど、何でも相談できるような雰囲気普段から作っておく。

<いじめに対する措置>

- 子供の気持ちを大切にし、しっかりと子供の話に耳を傾ける。
- 保護者が抱え込まず、学校や相談機関に相談する。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針や処置について、意見交換を行う。

7 児童生徒の取組

<いじめの未然防止>

- 自分の気持ちだけを優先せず、仲間の立場や気持ちを考えた行動をする。
- いじめ根絶月間を設定し、いじめについて考える。

<いじめの早期発見>

- 普段からコミュニケーションをとり、心配なことがあるときには、家族や先生に相談する。
- 友達がいじめられているところを見たり、聞いたりしたら家族や先生に知らせる。

<いじめに対する措置>

- はやし立てたり、おもしろがったりしない。
- 見て見ぬふりをしない。
- 友達の気持ちに寄り添い、親身になって接する。
- 勇気をもって、家族や先生に知らせる。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、次に掲げる①②③の場合をいう。

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
- ③児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

- ①いじめ防止対策委員を召集する。
- ②適切な方法による事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③SCやSSW等を交えたケース会議を行い、助言を受けながら組織的に対応を進める。
- ④児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を提供する。
- ⑤教育委員会に報告する。
- ⑥必要に応じて警察等関係機関に相談する。

9 公表 点検 評価

- (1) 児童生徒、保護者、関係機関等へ「学校いじめ防止基本方針」を説明したり、ホームページに公開したりする。
- (2) 学校評価において、いじめ防止への取組を保護者、児童生徒、所属職員で評価する。
- (3) 年間の取組について、学校評議員会において報告し、意見を求める。